



発行 新潟県

第 30 号

令和3年4月16日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 494 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 495 保安林の指定解除（治山課）
- 496 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 497 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 498 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 499 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 500 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 501 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 502 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 503 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 504 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 505 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 506 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 507 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 508 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 509 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 510 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 511 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 512 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 513 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 514 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 515 道路の区域変更（道路管理課）
- 516 道路の供用開始（道路管理課）
- 517 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（ICT推進課）
- 狩猟免許試験の実施（環境企画課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）

病院局告示

- 6 収納事務の委託（病院局業務課）



◎新潟県告示第494号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、燕市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。
 令和3年4月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月17日(月) 5月18日(火) 5月19日(水) 5月20日(木) 5月21日(金)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	燕市総合文化センター	燕市全域
5月24日(月) 5月25日(火) 5月26日(水)		燕市吉田産業会館	
5月27日(木) 5月28日(金)		燕市分水公民館	
5月31日から令和4年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日及び令和4年1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第495号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和3年4月16日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県東蒲原郡阿賀町中ノ沢字岡道7の16、字清水小屋136の4、上島字茗ヶ沢3938の1、3938の2、3939の1、3939の2、3941の1（次の図に示す部分に限る。）、3941の2から3941の4まで
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新発田市の新発田土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和3年4月16日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 就任
監事 新発田市東新町四丁目8番11号 飯田 芳夫
就任年月日 令和3年4月1日

◎新潟県告示第497号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区から次のとおり

役員が就任した旨の届出があった。

令和3年4月16日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事 長岡市大口1270番地 堀 雅明

就任年月日 令和3年4月4日

◎新潟県告示第498号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年4月16日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

理事 新発田市池ノ端1234番地 姉崎 康司

退任年月日 令和3年3月26日

◎新潟県告示第499号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年4月16日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

理事 新発田市池ノ端1234番地 姉崎 康司

退任年月日 令和3年3月26日

◎新潟県告示第500号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、三条市の下田土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月16日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事 三条市森町1528番地 斎藤 幸男
(理事長)

〃 〃 笹岡1826番地 4 熊倉 隆雄

〃 〃 笹巻甲157番地 1 石月 正則

〃 〃 原1277番地 木口 武則

〃 〃 広手459番地 山井 一男

〃 〃 下大浦1276番地 飯塚 聡

〃 〃 早水507番地 坂井 利彦

〃 〃 名下668番地 坂井 浩行

〃 〃 長野844番地 大竹 進一

〃 〃 江口134番地 大竹 幸喜

〃 〃 飯田1633番地 1 小柳 育男

〃 〃 新屋273番地 1 木村 正

監事 〃 荻堀1151番地 5 堀江 榮作

〃 〃 北五百川3136番地 佐野 稔

〃 〃 鹿峠700番地 1 田村 桂一

〃 〃 荻堀1362番地 3 小林 篤

就任年月日 令和3年4月7日

2 退任

理事 三条市森町1528番地 斎藤 幸男

(理事長)		
〃	〃	笹岡2498番地甲 藤田 長一
〃	〃	笹巻甲157番地1 石月 正則
〃	〃	原1305番地 石月 茂男
〃	〃	駒込572番地 刈屋 洋一
〃	〃	下大浦1125番地2 横山 正志
〃	〃	早水507番地 坂井 利彦
〃	〃	名下668番地 坂井 浩行
〃	〃	長野844番地 大竹 進一
〃	〃	島川原21番地 大竹 昭
〃	〃	飯田1633番地2 小柳 育男
〃	〃	新屋273番地1 木村 正
監事	〃	花淵855番地 神代 和七郎
〃	〃	大谷地617番地 小柳 正道
〃	〃	鹿峠700番地1 田村 桂一

退任年月日 令和3年4月6日

◎新潟県告示第501号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を令和3年4月8日認可した。

令和3年4月16日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第502号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、糸魚川市の糸魚川市土地改良区の定款変更を令和3年4月6日認可した。

令和3年4月16日

新潟県糸魚川地域振興局長

◎新潟県告示第503号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、新潟市の阿賀野川左岸土地改良区連合の定款の変更を令和3年4月6日認可した。

令和3年4月16日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第504号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営小杉地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和3年4月19日から令和3年5月20日まで
- 縦覧に供する場所
新潟市江南区役所
- その他
(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる

場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第505号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、阿賀町の一部を受益地域とする県営芹田地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月16日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和3年4月19日から令和3年5月20日まで

3 縦覧に供する場所
阿賀町役場

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第506号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営新潟東部地区農用地保全施設整備(湛水防除)事業を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月16日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年4月19日から令和3年5月20日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市江南区役所及び東区役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第507号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、三条市及び加茂市の一部を受益地域とする県営五十嵐川沿岸Ⅱ期地区農業用排水施設整備(基幹水利施設ストックマネジメント)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月16日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年4月19日から令和3年5月20日まで

3 縦覧に供する場所

三条市役所及び加茂市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第508号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、加茂市の一部を受益地域とする県営加茂郷地区農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月16日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和3年4月19日から令和3年5月20日まで

3 縦覧に供する場所
加茂市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第509号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、田上町の一部を受益地域とする県営田上郷地区農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月16日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和3年4月19日から令和3年5月20日まで

3 縦覧に供する場所
田上町役場

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表す

る者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第510号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営魚沼栗山地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月16日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和3年4月19日から令和3年5月20日まで

3 縦覧に供する場所
魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第511号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営中鯖石地区農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設整備」)事業を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月16日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
令和3年4月19日から令和3年5月20日まで

3 縦覧に供する場所
柏崎市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第512号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備(農地環境整備)事業に係る換地計画を定めたので、令和3年4月19日から令和3年5月20日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月16日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	宇津保	換地計画書の写し	上越市役所及び牧区総合事務所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第513号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年4月16日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
巻東町	区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業	新潟市	令和3年3月24日

◎新潟県告示第514号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和3年4月16日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
小吉	区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業	新潟市、燕市	令和3年3月29日

◎新潟県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五泉停車場石曾根線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市木越荒屋字荒屋2242番から	新	5.4～13.6メートル	143.1メートル
同市東石曾根字馬場4935番2まで	旧	4.8～13.0メートル	142.6メートル

◎新潟県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 五泉停車場石曾根線
- 2 供用開始の区間
五泉市木越荒屋字荒屋2242番から同市東石曾根字馬場4935番2まで
- 3 供用開始の期日 令和3年4月16日

◎新潟県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年4月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字中田原字中田原179番1から 同市大字中田原字中田原178番1まで	新	26.2～38.8メートル	30.7メートル

	旧	26.2～56.6メートル	30.7メートル
--	---	---------------	----------

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その40）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和3年4月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その40）の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年7月30日（金）

(4) 納入場所

新潟県庁（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和3年4月16日（金）から令和3年4月30日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年5月26日（水） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（令和3年4月16日（金）以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県

知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和3年5月14日(金) 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県知事政策局ICT推進課スマート自治体推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

ウ 提出方法 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 令和3年5月21日(金) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その40)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その40）の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System System Servers and Software applications

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. May 26, 2021

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, contact:

ICT Promotion Division

Governor's Policy Bureau

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

狩猟免許試験の実施について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和3年4月16日

新潟県知事 花角 英世

1 試験の日時及び場所

試験			試験会場 (所在地)	対象地域	申請期間
月 日	受付時間	開始時間			
7月3日 (土)	午前9時	午前9時30分	サン・ワークしばた (新発田市五十公野4475-3)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	5月24日(月) ～6月14日 (月)

			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3丁目8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市、燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村	
8月28日(土)	午前9時	午前9時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	7月19日(月)～8月10日(火)
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3丁目8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	
11月25日(木)	午前9時	午前9時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村、上越市、妙高市、糸魚川市	10月18日(月)～11月4日(木)
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	

2 受験資格

新潟県内に住所を有する試験当日20歳以上(網猟免許又はわな猟免許を受験する場合は18歳以上)の者

3 受験申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付け、所定の狩猟免許手数料(新潟県収入証紙5,200円(現に受けている狩猟免許と異なる狩猟免許を受けようとする場合にあっては、3,900円))を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書(アの許可を受けていない者)

アの銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書(①統合失調症、②そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、③てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。))及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの)。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 住民票

受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度住民票を提出した者が同一年度内に再度受験する場合は、前回受験時から住所の変更がない場合に限り、申し出により住民票提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受験者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県県民生活・環境部環境企画課）に、第1回（令和3年7月3日実施）を受験しようとする者にあつては令和3年5月24日から6月14日までの間に、第2回（令和3年8月28日実施）を受験しようとする者にあつては令和3年7月19日から8月10日までの間に、第3回（令和3年11月25日実施）を受験しようとする者にあつては令和3年10月18日から11月4日までの間に提出すること。

4 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び会場を明示した受験票を送付する。

5 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は適性試験、知識試験、技能試験とし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

6 試験会場の指定

試験会場は、受験者の住所地ごとに、1の試験の日時及び場所のとおり対象地域が定められているので、受験票に明示された会場で受験すること。指定会場以外で受験を希望する場合は、申請の際に、申し出るものとする。指定された日時及び会場で受験できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 狩猟免許試験の合格者

狩猟免許試験に合格した者に対し、狩猟免許状を交付する。

8 狩猟免許試験についての問い合わせ

新潟県県民生活・環境部環境企画課（電話025-280-5152）、又は地域振興局健康福祉（環境）部に問い合わせること。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年4月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 お宝中古市場新発田店
所在地 新発田市大字島潟字弁天1276番1
設置者 株式会社伊藤組

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更（店舗面積の合計、小売業者の開店時刻及び閉店時刻、駐車場を利用することができる時間帯）に関する届出

公告日 令和2年10月27日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和3年4月16日から令和3年5月16日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和3年4月16日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 お宝中古市場新発田店

所在地 新発田市大字島潟字弁天1276番1

設置者 株式会社伊藤組

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更(店舗面積の合計、小売業者の開店時刻及び閉店時刻、駐車場を利用することができる時間帯)に関する届出

公告日 令和2年10月27日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和3年4月16日から令和3年5月16日まで

病院局告示

◎新潟県病院局告示第6号

新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和3年4月16日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

1 委託する事務

各新潟県立病院における診療費等の窓口収納事務

2 受託者の所在地及び名称

新潟市中央区米山2丁目5番地1

株式会社BSNアイネット

3 委託期間

令和3年4月1日から令和3年9月30日まで